

[物品・その他]

令和5・6年度鶴ヶ島市入札参加資格審査申請書提出要領【追加受付】

1 資格審査申請対象者

(1) 申請対象者

令和5・6年度において、鶴ヶ島市が締結する物品・その他の契約（物品の売買、印刷、リース・レンタル、建築施設等の維持管理業務及びその他の業務）の入札参加を希望する者。

※「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」については、この申請の対象外です。埼玉県電子入札共同システムによる入札参加資格申請が必要になります。

(2) 申請できない者

次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ① 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のあるものを除く。）
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- ③ 鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加資格基準要綱第14条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
- ⑤ 営業に関し必要な許可又は登録等を受けていない者
- ⑥ 法人税（個人事業者の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税が完納していない者

2 受付期間

令和5年12月1日（金）から令和5年12月28日（木）まで

3 提出方法

郵送等（消印有効）により提出してください。

【送付先】 〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1
鶴ヶ島市役所 総合政策部 財政課 契約担当

※受付は郵送を基本としますが、直接持参する場合には、土・日曜日、祝日を除く上記受付期間の8:30～17:00の間に契約担当窓口へ御提出ください。

4 資格の有効期間

令和6年3月1日から令和7年3月31日まで

5 審査基準日

申請時において直近の決算日

6 審査結果

令和6年2月29日までに本市のホームページにて入札参加資格者名簿

(<http://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page007283.html>) を掲載します。

これをもって「資格審査結果通知書」に替えさせていただきます。

なお、名簿に誤り等がありましたら、至急御連絡ください。

7 提出書類

- (1) 提出書類は、別表1のとおりです。
- (2) 提出書類（全てA4判）は別表1の番号順に左上をダブルクリップで綴じて提出してください。
- (3) 提出書類チェックリストは、A4判両面コピーとし、申請書類の上に重ねて提出してください。

8 注意事項

- (1) **不足書類があった場合は、申請書を受理できませんので十分注意してください。**
- (2) 鶴ヶ島市の入札参加資格者名簿に登載されると、同時に埼玉西部環境保全組合の入札参加資格者として取り扱うこととなりますので、御了承ください。
- (3) 申請後に登録内容の変更（代表者や代理人の変更等）があった場合は、**入札参加資格者名簿が有効になった後**、競争入札参加資格者変更届に必要な書類を添えて提出してください。
- (4) 申請受付証は、発行しませんので御了承ください。受付確認が必要な場合は、書類到達が確認できるよう書留等で郵送してください。

9 問合せ先

総合政策部 財政課 契約担当 TEL 049-271-1111 内線415・418

別表 1

○：必ず提出する書類

△：必要に応じて提出する書類

No.	法人	個人	書類名	備考
1	○	○	提出書類チェックリスト	
2	○	○	競争入札参加資格審査申請書（様式1）	<ul style="list-style-type: none"> ・使用印鑑届も兼ねています。（実印の提出は要しません。） ※例「〇〇会社の印」は不可。 →「代表取締役」「〇〇長」等の代表者の印としてください。ただし、「〇〇会社の印」と代表者印のセットは可。
3	○	○	物品・その他個別情報（様式2）	
4	△	△	委任状（様式3）	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人を置く事業所が申請する場合に提出
5	○	○	財務諸表の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1年分 ・個人にあつては確定申告書の写しでも可
6	△	△	営業に必要な許可証・免許証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・営業に関し法律上必要とする許可証の写し
7	—	○	身分（元）証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に発行されもの
8	—	○	後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に発行されもの
9	○	—	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの
10	○	—	法人番号指定通知書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁から送付されたものの写し ※通知書を紛失した場合は、「国税庁法人番号公表サイト」で法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面を印刷したもの。
11	○	○	業務経歴書（様式4）	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5か年の官公庁発注の代表的な契約実績を、申請業種ごとに14件以内で記入してください。<u>会社独自の業務経歴書は受け付けません。</u>
12	△	△	組合員名簿（様式5）	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合等の場合のみ
13	○	—	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納額のない証明（税務署発行納税証明書「その3の3」） ※新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていて、税務署発行納税証明書「その3の3」が発行されない場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書（その1）」を提出してください。

14	—	○	申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」について未納額のない証明（税務署発行納税証明書「その3の2」） ※新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていて、税務署発行納税証明書「その3の2」が発行されない場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書（その1）」を提出してください。
15	△	△	法人市民税（個人にあつては個人市民税）の納税証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業所の所在地にかかわらず、<u>鶴ヶ島市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある事業者</u>が対象 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの ・法人を設立した（又は支店を開設した）ばかりで法人市民税の納税証明書が発行されない場合は、受領印の押された法人等の設立届の写し又は設立届を提出している旨の証明書 ※新型コロナウイルス感染症等の影響による納税に猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、鶴ヶ島市収納課発行の「徴税猶予許可通知書」の写しを提出してください。
16	△	△	I S O 認証取得登録証の写し（IS09001, 14001）	
17	△	△	代理店証明書（証明を受けている場合のみ）	

営業許可等一覧表(参考)

業種・営業品目			許可・届出等(例)	
販売	0600	医療・衛生	医療機器販売業	医薬品販売業
			薬局開設者	高度管理医療機器等販売業
			医薬品販売業	毒物劇物販売業
			肥料販売業	農薬販売業
			高圧ガス販売事業	動物用医薬品販売業
	1100	燃料・油脂	液化石油ガス販売事業	一般ガス事業・ガス小売事業
			簡易ガス事業	揮発油販売業
			石油販売業	
	1500	その他物品	小売電気事業	
	委託	2000	管理・運転	警備業(埼玉県公安委員会)
警備業(埼玉県以外公安委員会)と埼玉県公安委員会への営業所設置届				
2100		点検・保守管理	浄化槽保守点検業登録	浄化槽清掃業
2200		廃棄物処理	一般廃棄物処分業	一般廃棄物収集運搬業
			産業廃棄物処分業	産業廃棄物収集運搬業
			特別管理産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
2700		運送	一般(特定)貨物自動車運送業	一般乗合旅客自動車運送業
			一般貸切旅客自動車運送業	特定旅客自動車運送業
2900	医療・検査	病院開設許可	診療所開設届	
3000	人材派遣	一般労働者派遣事業許可		
3100	サービス	旅行業	クリーニング	
賃貸	2500	レンタル・リース	医療機器賃貸業	高度管理医療機器等賃貸業
買受け	3200	買受け	古物商営業	
その他	3300	その他	損害保険業	自動車共済事業
			有料職業紹介業許可	

※官公需適格組合は、「官公需適格組合証明書」を提出してください。

※販売数量によって、届出が不要場合があります。

※品目によって、許可・届出が不要場合があります。

※「毒物劇物販売業」「高度管理医療機器等販売業」は、許可証上の住所(所在地)と契約者の住所が一致していることが必要です。

※その他、次のような許可等がありましたら、提出してください。

業種・営業品目			許可・届出等(例)	
委託	2100	点検・保守管理	清掃業	
			環境衛生総合管理業	飲料水貯水槽清掃業
			飲料水水質検査業	ねずみこん虫等防除業
			空気環境測定業	計量証明事業
	3300	その他	作業環境測定機関	医療関連サービスマーク